

**平成29年度 京都市立伏見工業高等学校夜間定時制  
「学校いじめ防止基本方針」**

## 1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめ防止の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身の保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

### (1) いじめ対策委員会の設置

#### ア 委員会名

いじめ対策委員会

#### イ 構成員（職名又は校務分掌）

校長 副校長 生徒指導主事 生徒部担当教員 人権教育主任  
HR委員長（担任団の代表1名）  
養護教諭 スクールカウンセラー 総合育成支援教育主任（必要時）

#### ウ 開催時期

月1回程度（緊急に対応を要する場合はこの限りではない。）

## エ いじめ対策委員会として取り組む内容

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組や行動計画の確認。
- ・未然防止対策，早期発見に向けての対策等の検討。
- ・各学年の生徒の情報交換と課題の共有。
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認。
- ・発見されたいじめ事案への対応。
- ・重大事態に対する判断と対応。
- ・関係機関，専門機関との連携対応。

※ 会議の回数・実施時期については，後述の「年間計画」に記載

## (2) 教職員の資質向上（校内研修）

### ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」・「学校いじめ防止基本方針」を踏まえ，全教職員に対し，未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し，校内研修の充実を図る。

### イ 研修の時期・内容等

- ・7月，1月に実施する。
- ・内容は，「学校いじめ防止基本方針の徹底」「事例を基にした実践研修」等。

## 3 基本的施策

### (1) 学校におけるいじめの未然防止

#### ア 授業改善

- ・生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・少人数講座で一人一人に目の行き届いた教育を行う。
- ・コミュニケーション能力を育成する授業を行う。

#### イ 道徳教育

- ・いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材として人権教育をHRで行い，人権尊重の態度を養う。
- ・平素より暴力は絶対に許さない態度で生徒に臨み，暴力に頼らない問題解決能力を生徒に身につけさせる。

#### ウ 体験活動

- ・学校行事（遠足・文化祭・体育祭等）を通して仲間づくりを行う。
- ・工業科目の実習を通して仲間と協力し合う精神を養う。

#### エ 生徒が自主的に行う活動

学級活動の活性化を図り，集団の一員としての自覚を深める。

## オ 生徒へのはたらきかけ

- ・校門指導時の声かけで変わった様子があれば担任に報告し、担任はその日のうちに生徒と話す。
- ・入学前に保護者同伴で新入生全員に「新入生面談」を行い、人間関係を早期に築き、何でも相談できるようにする。

## カ 保護者の啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「いじめ防止基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・6月と11月に「指導週間」を設け、気になる生徒・保護者とじっくり話し合う時間をつくる。

## キ その他

スクールカウンセラーが週に1度来校し、悩みについてカウンセリングしていることを生徒に周知し、相談できる状況であることを理解させる。

## (2) いじめの早期発見のための措置

### ア 情報の集約と情報の共有

- ・教職員は生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- ・担任は生徒から何でも相談されるような信頼関係の構築を目指してHRを運営し、生徒や保護者から受けた相談は一人で抱え込まず、校内で共有する。
- ・気になる生徒がいれば毎週定例開催している会議で報告し、情報を共有する。
- ・6月と10月に学年別に教科担当者会議を開催し、教科担当者が全員集まり学級の授業中の様子について報告し合い、情報を共有する。

### イ 生徒に対する定期的な調査

#### (ア) アンケートの実施

いじめ調査アンケートを実施する。気になる記述があれば「いじめ対策委員会」に報告する。

#### (イ) 教育相談の実施

居場所をつくれないう生徒は休憩時間に職員室に来るが、普段から生徒の話を丁寧に聞き、何でも話せる信頼関係を築く。

### ウ その他

- ・「SNSやケータイに関する研修会」を生徒向けに実施し、ネットいじめをしない・させない雰囲気を醸成する。

## 4 いじめが起こったときの措置

### (1) 基本的な考え方

- ・教職員がいじめを発見した場合は、その場でその行為を止めさせるとともに、いじめ対策委員会に速やかに報告する。
- ・いじめの発見や報告を受けたときは、速やかにいじめ対策委員会で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害生徒の支援や加害生徒への指導、周りの生徒の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。
- ・被害生徒の保護を最優先に考え、学校が被害生徒を守りきる立場に立つ。
- ・被害生徒に寄り添い、謝罪すべきは謝罪し、改めるべきは改める、といった誠意ある対応をする。

### (2) いじめが発覚したときの対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかにいじめ対策委員会で情報を共有する。
- ・生徒部が関係生徒を同じ時間に別々の場所で事情を聞き、正確な事実関係の記録を行う。女生徒の場合は女性教員も同席する。教育委員会に一報する。
- ・周りの生徒からも事情を聞き、周りの生徒の関わりも把握する。
- ・いじめ対策委員会を開き、いじめかどうかを判断する。教育委員会に二報する。
- ・いじめである場合、被害生徒への支援、加害生徒への指導体制をとる。
- ・被害及び加害生徒の保護者に連絡する。
- ・家庭訪問をし、被害生徒及び保護者への支援を行う。
- ・家庭訪問をし、加害生徒への指導及び保護者への助言を行う。
- ・加害生徒及びその保護者がいじめであるという認定を受け入れない場合は、被害生徒の心情を示すとともに、学校としては「いじめの定義」に基づいた判断を行ったことを説明する。必要に応じて周りの生徒がどのように見ていたかをアンケートなどにより把握してそれも示す。
- ・周りで傍観していた生徒に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じてクラスへの指導も行い再発を防ぐ。
- ・教育委員会に三報する。
- ・事案によっては、警察に連絡を入れる。
- ・指導措置中は毎日家庭訪問を行う。

### (3) ネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・不適切な内容が書かれた場合、携帯やパソコンの画面を撮影もしくは印刷して証拠を残すように生徒に周知する。
- ・教育委員会に一報する。
- ・教職員に相談すれば、専門機関を介して発信者が特定できることを生徒に周知することで、ネットいじめの抑止力とする。
- ・管理者に削除を申し入れる。
- ・被害生徒への支援、加害生徒への指導体制をとる。
- ・教育委員会に二報する。

## 5 重大事態への対処

### (1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、教育委員会を通じて重態事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

### (2) 重大事態が発覚したときの対応

- ・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。
- ・重大事態として取り扱う案件は、以下の場合である。
  - ①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあるとき。
  - ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
  - ③生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。
- ・職員会議を招集して全教職員に情報を共有するとともに、臨時休業も含めて検討し、各教職員の役割分担を示す。
- ・マスコミへの対応を管理職に一本化する。
- ・教育委員会と相談の上、必要に応じて全校集会・保護者説明会を実施する。
- ・S Cにより生徒の精神的ケアをする。
- ・再発防止・信頼回復に向けての行動計画を立案する。
- ・本校が調査の主体となる場合は、
  - ①調査委員会を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ②被害生徒及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報を提供する。
  - ③教育委員会への調査結果を報告する。
  - ④調査結果を踏まえた適切な措置を講じる。
  - ⑤同種の事態発生の防止に向けた取組の推進等を速やかに行う。
- ・教育委員が調査の主体になった場合は、教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

## 6 関係機関との連携

### ア 地域・家庭との連携の推進に向けて

普段から家庭と連絡を密にし、学校での生徒の様子を知らせる。

### イ 関係機関との連携の推進に向けて

- ・事案によっては警察との連携を密にし、被害生徒の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害生徒・被害生徒の精神的ケアを図る。
- ・学校外の機関の協力を積極的に得る。
- ・教育委員会にS Cの複数派遣を要請し、全校生徒の精神的ケアをする。

## 7 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	対策会議	新入生個人面談 クラブ紹介 遠足		
5	対策会議	4年生修学旅行		
6	対策会議	教科会議 SNS・防犯教室 薬物乱用防止教室	指導週間	指導週間
7	対策会議 校内研修	ボウリング大会 全校集会	いじめ調査アンケート	
8				
9	対策会議	全校集会 体育祭		
10	対策会議	前期終業式 後期始業式 教科会議 球技大会		
11	対策会議	文化祭	指導週間 いじめ調査アンケート	指導週間
12	対策会議	避難訓練 全校集会		
1	対策会議 校内研修	マラソン大会		
2	対策会議	4年卒業考査		
3	対策会議	考査 後期終業式		